

京都市飲酒に関する行動指針の見直しについて

1 京都市飲酒に関する行動指針について（平成25年3月策定）

- 適度の飲酒は、精神的には楽しい気持ちを増加させ、医学的にも「酒は百薬の長」と言われるように、疲労回復を図り、体力や英気を養う効用もあります。
- 一方で長年お酒を飲み続けることで、生活習慣病を発症する可能性が高くなるほか、アルコール依存症に陥るなどの危険性も有しています。

○ 基本方針

- (1) 未成年者及び妊産婦の飲酒を防止することにより、次世代（＝青少年・子ども）の健康の確保に取り組む。
- (2) 急性アルコール中毒・生活習慣病の発症リスクに着目した適正飲酒を推進することで飲酒習慣の改善を図り、循環器疾患、肝臓障害等の生活習慣病の予防を推進する。

2 飲酒に関する行動指針策定後の取組

(1) 京都市の取組

ア 未成年・妊産婦の飲酒の防止

- ・ 母子保健事業（①母子健康手帳交付時、②妊婦訪問、③赤ちゃん（新生児～4か月）訪問における妊産婦への保健指導の実施
- ・ 大学における未成年者の飲酒防止の普及啓発

イ 適正飲酒の推進

- ・ 成人式会場及び大学での献血時における適正飲酒の普及啓発
- ・ 保健福祉センターにおける健康教育の実施
- ・ 特定健康診査後の保健指導における適正飲酒への支援及び AUDIT（アルコール使用障害スクリーニング）と減酒支援の実施
- ・ 内閣府事業「アルコール関連問題啓発フォーラム」の開催
- ・ 「アルコールと健康を考えるセミナー」（主催：京都市・京都府・NPO法人京都府断酒連合会）の開催
- ・ 「こころここ」におけるアルコールハラスメント及び適正飲酒の普及啓発
- ・ 図書館テーマ展示事業「お酒を読もう」の実施

ウ その他

- ・ 「マンガで解説アルコール依存症」小冊子の発行
- ・ HPやFacebook 上でのアルコール依存症や講演会等の周知
- ・ アルコール健康障害に関することを主とした相談、診察（本人・家族）
- ・ アルコール依存症者（疑い含む）の家族のための勉強・交流会
- ・ 断酒会などの組織育成（自助グループ）

(2) 関係団体の取組

資料5 参照

3 飲酒に関する行動指針の見直し

飲酒に関する行動指針については、指針の計画期間が平成25年度から29年度までの5年間としていることから、現状の評価、見直しを行います。

(1) 健康づくりに関する意識調査の実施

平成29年6月、健康づくりに関する意識調査を実施しました。

※ 調査内容及び結果は、別紙1「健康づくりに関する意識調査結果（飲酒抜粋）」及び参考資料1「京都市健康づくりに関する意識調査報告書」参照

(2) 飲酒に関する行動指針の数値目標の達成状況

※ 別紙2「飲酒に関する行動指針の数値目標の評価」参照

4 指針策定後の適正飲酒を取り巻く動向

○ アルコール健康障害対策基本法の施行（平成26年6月）

アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めました。

また、基本法に基づき、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成28年度～平成32年度）が策定された。

5 「健康長寿のまち・京都」を推進するための、見直し後の「飲酒に関する行動指針」について（案）

(1) 指針の位置づけ

「身体活動・運動」「たばこ」等「健康づくりプラン」と一体となって取り組んでいくことを明確にするため、本冊にまとめます。

(2) 基本理念

引き続き、①未成年者の飲酒防止②妊産婦の飲酒防止③適正飲酒の推進を基本理念として取組を進めます。

(3) 具体的取組

ア 未成年者の飲酒防止

(ア) 本市の取組

- ・ 教育機関の協力のもと、飲酒が身心の成長に悪影響を及ぼすことを啓発し、飲酒防止教育を徹底します。

（新規・充実案）喫煙防止教育実施時における啓発

- ・ 教育委員会が実施する教職員研修やシンポジウム等において、未成年の飲酒防止をテーマとして啓発します。
- ・ 飲食店等との連携により、未成年の飲酒防止を啓発します。

(イ) 個人・社会の主な取組

- ・ 未成年者は、アルコールが自身に与える悪影響を正しく理解し、飲酒をしません。
- ・ 周囲の大人は、未成熟な心身へのアルコールの害を正しく理解し、未成年者にお酒を勧めません。
- ・ 保護者に対して、正しい情報を提供します。
- ・ 未成年者への飲酒防止教育を徹底します。
- ・ 未成年者に対して、アルコール飲料の販売・提供の禁止を徹底します。

イ 妊産婦の飲酒防止

(ア) 本市の取組

- ・ 保健福祉センターにおける母子保健事業で飲酒が胎児や乳児に与える悪影響について

て指導します。

- ・ 関係団体との連携により、妊産婦への飲酒防止の啓発を推進します。

(イ) 個人・社会の主な取組

- ・ 妊娠中あるいは妊娠の可能性のある女性は、生まれてくる赤ちゃんに与えるアルコールの悪影響を正しく理解し、飲酒をしません。
- ・ 授乳中の女性は、アルコールが母乳を通じて赤ちゃんに影響を及ぼすことを避けるため、飲酒を控えます。
- ・ 周囲の人間は、妊産婦にお酒を勧めません。
- ・ 妊産婦に対する飲酒防止教育を徹底します。

ウ 適正飲酒の推進

(ア) 本市の取組

- ・ アルコールと健康の問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結びつくよう、飲酒の健康への影響や適度な量の飲酒などについて、正確で有益な情報を提供します。
- ・ 飲食店等と連携して、適正飲酒についての正しい情報の普及に取り組みます。
- ・ 成人学生に対して、お酒に触れる最初の段階であることに着目し、イッキ飲みの防止、適正飲酒の啓発を推進します。
- ・ アルコールの問題で困っておられる家族や本人から、アルコール外来や面接での相談を受け付けます。また、病気の理解を深める家族教室やミーティングを引き続き開催します。

(新規・充実案)

- ・ 特定健診や乳幼児健康診査等の受診時における啓発
- ・ 大学内での啓発、大学保健室との連携
- ・ 地域の関係機関と協働した健康教育における普及啓発

(イ) 個人・社会の主な取組

- ・ 飲酒と健康について正しい情報を理解し、適正飲酒を実践します。
- ・ 1週間に2日は休肝日を設けます。
- ・ 他人、特にお酒の弱い人への無理強いを絶対にしません。
- ・ イッキ飲みは絶対にしません、させません。
- ・ 年に1回は健康診断を受け、自分の健康状態をチェックします。
- ・ 多量飲酒者に対して、多量飲酒の弊害について指導します。
- ・ 医療保険者においては、健診後の保健指導において適正飲酒を徹底します。

(4) 数値目標

目標項目	最新値	目標値 (平成34年度)
未成年者(15～19歳)の飲酒する者の割合 ※思春期に関する意識調査	19.5% (H25)	0%
妊娠中に飲酒する者の割合 ※母子健康手帳交付時調査	5.9 % (H28)	0%
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 ※京都市国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健康診査	男性：13.7% 女性：9.2% (H28)	男性：12.6% 女性：7.9%

※目標設定の考え方：現状値が平成23年度と平成28年度で改善がみられなかったため、目標値についても据え置きとする。

6 見直しに係る今後のスケジュール

平成29年9月29日	第1回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会
平成29年11月頃	第2回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会
平成29年12月頃	市民意見募集
平成30年3月頃	第3回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会

健康づくりに関する意識調査結果(飲酒抜粋)

i	結果	評価・分析	報告書該当ページ
適正飲酒の 推進	・ 飲酒状況をみると、前回(H23)調査に比べ、飲酒をする人が少なくなっている(53.7%→50.8%)。 ・ 年代別にみると、中年期(45歳～64歳)の飲酒割合が62.2%と高い。 ・ 多量飲酒者(1日平均60g(約3合)を超える飲酒をする人)の割合は男性が4.4%、女性が1.1%となっており、前回から半分以下になっている。	飲酒頻度は前回(H23)調査と比べ、大きな差はないが、多量飲酒者は少なくなっている。飲酒をしている人の中で、飲酒量が適切でない人(男性2合以上、女性1合以上)の割合が、男性17.7%、女性18.3%となっており、今後とも適正飲酒の割合が増加するよう取組を進める必要がある。	問37 P78参照
	・ 飲酒の習慣がある人の飲酒量をみると、「1合未満」が最も多く、21.4%となっている。前回(H23)調査と比べると、2合未満の飲酒量が減少している。		問37-1 P82参照

飲酒に関する行動指針数値目標の評価

項 目	指針策定時	最新値	目標値 (H29)	評価	評価・分析
①未成年者の飲酒の割合 出典：京都市思春期に関する意識調査 (13 歳以上 19 歳以下の市民のうち、住民基本台帳及び外国人登録者から無作為抽出した 5,000 人)	28.3% (H20)	19.5% (H25)	0%	B	未成年者の飲酒率は低下しているものの、0%を目指すため、未成年者が飲酒できない環境づくりを推進する必要がある。
②妊娠中の飲酒の割合 出典：母子手帳交付時に実施しているアンケート (当該年度に母子手帳交付した人(転入者含む))	9.9% (H23)	5.9% (H28)	0%	B	妊娠中の飲酒率も低下した。引き続き、母子手帳交付時の状況把握と必要に応じた保健指導を継続する。
③生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒している者の割合 (1 日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上) 出典：国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査 (40 歳以上の国民健康保険に加入している市民)(飲酒頻度(時々＋毎日)のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒したもの／受診者-飲酒頻度回答なし)	男性 13.7% (H23) 女性 8.5% (H23)	男性 13.7% (H28) 女性 9.2% (H28)	12.6% 7.9%	C	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合は男性は横ばい、女性は増加していた。 検診時等で適正飲酒の普及啓発を行い、適正飲酒の推進を行う必要がある。 また、女性の適正飲酒の推進として、乳幼児健康診査時や、健康教育において適正飲酒の普及啓発を行う。

※ 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒（適正飲酒量以上の飲酒）：男性 40 g 以上、女性 20 g 以上の飲酒
多量飲酒：1 日平均 60 g を超える量の飲酒

＜評価区分＞

A：目標に達したもの B：目標に達していないが目標に近づいたもの C：目標から遠ざかったもの D：評価が困難なもの